

# 第3回

## 砂川市立小中学校適正配置計画検討委員会

と き：令和元年10月2日（水）午後6時～

ところ：砂川市公民館 第2研修室

### 【会議次第】

1. 開 会

2. 挨拶 検討委員会会長

3. 報告・説明事項

①前回協議に係わる意見・質問の回答【考察用資料】

②小中一貫教育について

4. 協議事項

①適正配置の推進に係わる考え方について

②適正配置に伴う小中一貫教育の導入について

③適正配置計画の策定例について

5. その他

第4回検討委員会の日程 令和元年 月 日（ ）

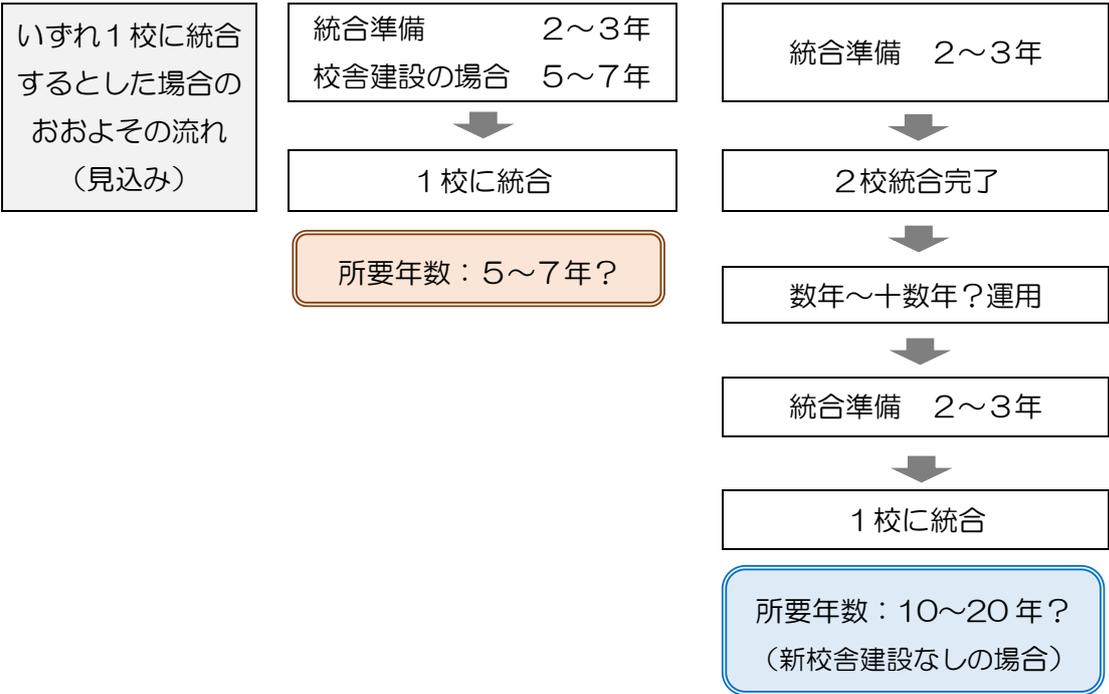


# 1. 前回協議に係わる意見・質問の回答【考察用資料】

## (1) 適正配置に伴う小学校数の比較

- ・基本方針の児童生徒数の予測推移を基礎として記載
- ・2校は中学校区及び中央小学校を石山中学校区とした場合を想定している

主な事項	1校とする場合	2校とする場合
適正な学校規模 (通常学級数)	確保が可能 (クラス替えができる)	確保・維持は困難 (クラス替えは難しい)
校舎	既設校の増改築 又は 新校舎建設	既設校舎を活用 (状況により一部改修あり)
通学距離	現行児童数の3割強が 4km以上となる見込み	現行児童数の2割強が 4km以上となる見込み
小中一貫教育	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円滑な運用が期待できる</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1校対1校により、スムーズな運用が期待できる</li> <li>・中学校に併設させ、学校間の距離的なメリットが期待できる</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">運用が難しくなることも</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1校対2校のため、やや調整等が難しくなる可能性がある</li> <li>・学校間の距離的なメリットは期待できない</li> </ul>



## (2) 義務教育学校（小中一貫教育）と子育て支援施策との関連

「砂川市子ども・子育て支援事業計画」では、子育て支援施策の一環として、就学児童の健やかな成長を支える目的で、保育所・幼稚園と小学校間での連携や引継ぎが適切に図られる体制を推進することとしており、教育・保育の関連性は重要であることを示しています。

ただ、義務教育学校との関連については、学校教育の中に含まれるものと解しているため、特に明記はされておられません。

義務教育学校に限定した子育て支援の関連施策はありませんが、義務教育学校の導入により、幼保小連携において円滑かつ効果的な運用が見込まれるものと考えられます。

## (3) 砂川中学校の敷地面積

・建物敷地面積	22,288 m <sup>2</sup>
内 校舎+体育館敷地面積	8,598 m <sup>2</sup>
校舎前敷地（駐車場+駐輪場等）	約 10,100 m <sup>2</sup>
・グラウンド敷地面積	23,610 m <sup>2</sup>

## (4) 小中学校の維持管理経費

単位：千円（千円未満四捨五入）

	区 分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	備 考
小学校	学校管理費用	162,186	167,147	135,382	人件費・光熱水費・修繕費等
	教材教具費用	4,506	4,516	4,502	教材備品等
	その他の費用	755	870	751	インターネット費等
	計	167,447	172,533	140,635	
中学校	学校管理費用	83,277	81,307	83,711	人件費・光熱水費・修繕費等
	教材教具費用	2,623	2,607	2,538	教材備品等
	その他の費用	201	253	202	インターネット費等
	計	86,101	84,167	86,451	
総計		253,548	256,700	227,086	

※臨時費を含む

## (5) 学校建設・施設整備に係わる国庫補助（令和元年度現在）

- ・「公立学校施設整備費負担金」 負担割合 原則 1 / 2
- ・「学校施設環境改善交付金」 負担割合 原則 1 / 3

## ■参考～学校統合に係わる事務事項

### ○文部科学省

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月） 抜粋」

### 【統合に伴う諸事務の計画的な実施】

統合に際してはその前後に膨大な事務が発生することに留意する必要があります。具体的な事務は統合の形態や規模等に応じて、一概に言えませんが、一般的には下記のようなものが想定されます。

- ① 統合後の学校の校舎位置の決定
- ② 校名、校章、校旗、校歌、校則、校訓等の決定に向けた調整
- ③ 修学旅行や遠足等の行事、特色ある教育活動等の調整
- ④ 制服、かばん、その他学用品の調整
- ⑤ 教材、教具、備品、図書等の整理・廃棄、他校での利活用等の調整
- ⑥ 学校史の編さん
- ⑦ 廃校となる学校の歴史に関わり保存展示すべきものの選定・保存方針の決定（校旗・校章、校名板、校歌、児童生徒の制作物、各種寄贈物、賞状・トロフィー等）
- ⑧ 同窓会名簿等の整理・統合方針の決定
- ⑨ 学校保管金、PTA会計などの整理・引継ぎ
- ⑩ 記念式典の準備、実施
- ⑪ PTA規約の改訂、役員等の再選出
- ⑫ 統合後の学校運営協議会や学校関係者評価、学校評議員等のメンバーの調整
- ⑬ 学校医や学校歯科医等の配置に関する調整、各種非常勤職員の任用に関する調整
- ⑭ 通学区域に関する規則の改正、スクールバスの購入や運行委託、運行計画の策定
- ⑮ 廃校となる校舎・校地の跡地利用の検討

## 2. 小中一貫教育について

### (1) 小中一貫教育とは

小学校から中学校までの9年間の義務教育を一貫して行い系統的な教育を目指すもの。学年の区切り（教育課程）を、現行学制の6・3制から4・3・2制や5・4制などに市町村や学校法人の判断で変更が可能とする制度です。

小学校と中学校が校舎や組織・運営を一体化させて教育活動を行う「施設一体型」と、既存の小学校と中学校がそれぞれの校舎や組織・運営を維持しながら教育活動を行う「施設分離型」の2種類に大別されます。

### (2) 小中一貫教育における教育課程（カリキュラム）とは

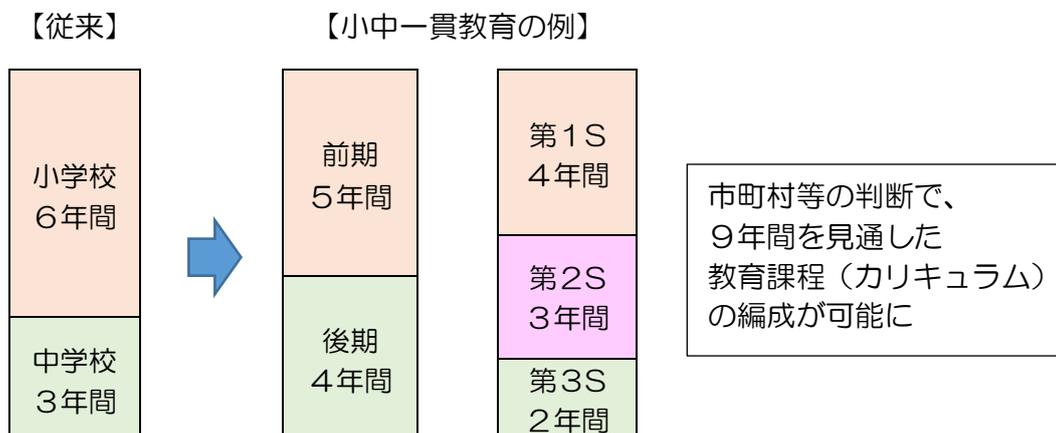
小中一貫教育の教育課程の基本は、修了時点での生徒像を具体的に描いて、義務教育9年間でどのように児童生徒を育成するのか編成するものです。

この目標をもって、9年間の教育課程（カリキュラム）を作成し、実施、検証、改善を加えながら、教育・指導をするものとされています。

### (3) 学習の系統性とは

単純に言えば、小学1年生から中学3年生までの、全ての単元や題材を洗い出し、中学3年までに学ぶ単元・題材が、それぞれ各学年のどこに関連しているか確認をした上で、9年間を通じて基礎的・基本的な知識や技能が確実に習得されるよう有用的な構成を図ることです。

#### ■教育課程（カリキュラム）のイメージ



#### (4) 小中一貫教育に期待するものは

文部科学省が取りまとめた、これまでの全国の小中一貫教育の実施結果によれば、

- ◇中学生の不登校の減少
- ◇学力調査などの平均正答率の上昇
- ◇児童生徒の規範意識の向上
- ◇異年齢集団での活動による自尊感情の高まり
- ◇教職員の児童生徒の理解や指導方法の改善意欲の高まり

といった成果が見受けられ、この背景から文部科学省でも少子化に向けた学校のあり方として、小中一貫教育を推奨している状況にあります。

#### (5) 義務教育学校とは

義務教育学校とは、小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して行う学校です。学校教育法の改正により平成28年に新設された学校教育制度で、小中一貫校の一種になります。

施設形態では、小学生が学ぶ前期課程と中学生が学ぶ後期課程を同じ校舎にした「施設一体型」と、学年の区切り等で校舎が別の場所にある「施設分離型」があります。

なお、義務教育学校の教員は原則として小学校と中学校の両方の免許状を持つことが必要となります。

##### ■義務教育の学校種



##### 義務教育学校の主な特徴

- ◇小学校課程から中学校課程との系統性を考慮した教育課程の導入が可能
- ◇小学生の段階から教科担任制が導入できる
- ◇小学生の段階から定期考査（中学生の期末試験等）ができる
- ◇学校行事を小中一体して実施できる
- ◇小学生の段階から部活動の指導を受けることが可能

## (6) 小中一貫型小中学校と義務教育学校の違いは

小中一貫校は改正法により、「義務教育学校」という新たな学校の種類として位置付けられており、目的に大きな違いはありません。

ただし、学校形態が「小学校」「中学校」「義務教育学校」に分類されるため、小中一貫型の小中学校はそれぞれ校長がいますが、義務教育学校は1人であるとか、教員の免許状の条件も異なるなど、運営に関して違いがあります。

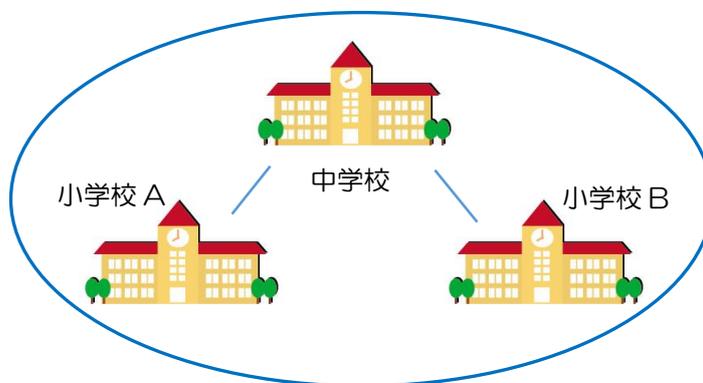
### ■小中一貫教育のイメージの例

【義務教育学校】



(1つの校舎が基本)

【小中一貫型小中学校】



### ■義務教育学校と小中一貫型小中学校の主な違い

	義務教育学校	小中一貫型小中学校
学校単位	一つ 	複数 
校舎の数	基本 一つ	基本 複数
校長	1人 	小中学校それぞれ 
教員組織	一つ	複数
教員免許	原則、小中学校両方の免許状	所属する学校の免許状
学級数標準規模	18学級～27学級	12学級～18学級 (小中学校とも)
入学式・卒業式	入学式・卒業式ともに1回	従来の形式(小中学校それぞれ)
校則	一つ	小中学校それぞれ
児童・生徒会	一つ	小中学校それぞれ

## (7) 適正規模・適正配置と小中一貫教育の関連性

適正規模・適正配置と小中一貫教育は、充実した教育環境の整備という点では、関連性がありますが、基本的に課題については異なります。

例えば、適正規模・適正配置では中一ギャップは解消できず、小中一貫教育では児童生徒数の減少に対する課題は解消できません。

子どもたちの学力や社会性等を育むには、両輪が上手くかみ合うことが重要と考えます。

### 【中一ギャップとは】

中1ギャップとは、一部の児童が、小学生から中学1年生に進学した際に、心理・学問・文化的なギャップと、それによるショックで、学習内容や生活リズムの変化に馴染めず、いじめが増加したり不登校になったりすることを言います。

文部科学省によれば、不登校やいじめの問題は、小学校から中学1年になるとき、経年的な傾向からその割合が高くなることが明らかになっている一方で、中1から中2、中2から中3にかけても同じような割合で多くなっており、単に中1のギャップを解消するだけでは根本的な問題は解決できないとしています。

## ★義務教育学校（小中一貫教育）は…例えば… 次のことなどに、期待できます

- 早い段階で、先を見通した教育課程の組み立てや専科教員の指導（例えば英語の授業）が受けられる



- 小学生の段階からの部活動に係わる技術的指導が受けられる環境になる



- 幅広い年齢階層での活動等により、規範意識や社会性の向上が見込まれる

- 多くの児童生徒が一つの校舎に通う場合、大きな集団が形成されやすくなり、登下校時の安全性がより高まる

- 年齢幅が広く大きな学校行事の開催が可能となり連帯感や協調性の向上が見込まれる



## 1. 適正配置の推進に係わる考え方について

適正規模・適正配置を進めていく上で検討すべき事項は、大きく、学校規模等のハード面と教育課程の充実等を図るソフト面に分類されます。

両者とも、より良い教育環境を整備する点においては当然に重要なことであり、優劣を付けるものではありませんが、小中一貫教育による新たな教育課程（カリキュラム）の導入を考慮した場合、学校の配置位置や学校施設整備の方法に影響してくることから、計画の円滑かつ的確な推進を鑑みて、手法や組み立てに係わる方向性を明確にもつことが必要と考えます。

### 【適正配置の進め方に対する考え方】

◎ 学校の配置位置、学校施設整備の方法（増改築／新設）、小中連携、教育課程等に影響

#### **A** 従来の小中学校の形態を維持した適正配置の推進

（学校規模＝ハード中心）

- ・適正規模の確保を基本とする考え方
- ・学校の配置は、小中学校併設が望ましいとは考えられるが、基本、要件的なものはない

※ 小中一貫教育は学校配置のあり方を見て検討・推進する

#### **B** 小中一貫教育の導入を基本とした適正配置の推進

（一貫教育＝ソフト中心）

- ・小中一貫教育を推進する中で、適正規模を確保する考え方
- ・学校の配置は、小中学校を併設させるか一体型とする方向になる

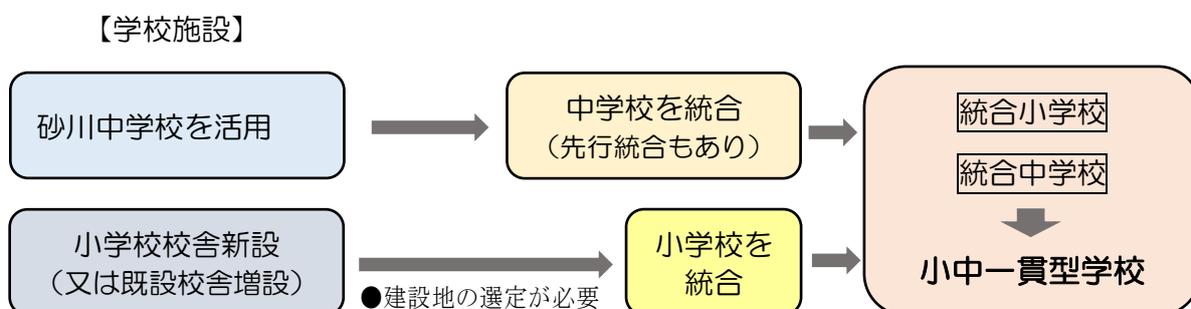
※ 「小中一貫型学校」及び「義務教育学校」いずれかを選択

## 2. 適正配置に伴う小中一貫教育の導入について

本項は先般の検討委員会の協議内容を踏まえ、適正配置（学校集約）を前提に小中一貫教育を目指す場合の概ねの流れを示したものです。

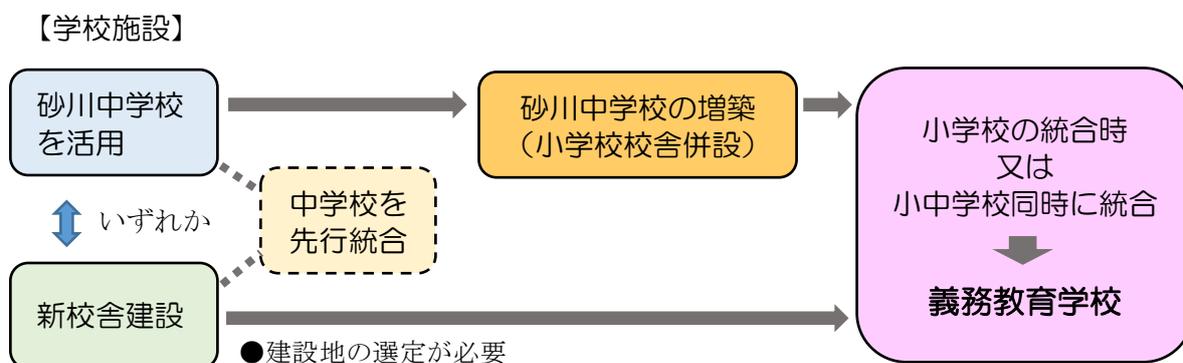
※ 中学校は、砂川中学校の現校舎の活用が見込めるため、小学校より先に統合することが可能と考えて整理。

### 1 小中一貫型学校を設置（小中学校とも1校とする場合）



◎ 統合小学校を砂川中学校に併設させ、廊下で結ぶなど連結させることで、より効率的・効果的な小中一貫教育の実施が見込める。

### 2 義務教育学校を設置





# 砂川市立小中学校 適正配置計画

## 【策 定 案】

子どもたちの  
健やかな成長を支え  
生きる力を育むために

たたき台  
(基本方針に基づく考察資料)

令和●年●●月●●日

砂川市立小中学校適正配置計画検討委員会

# 目 次

<b>I 基本的な事項</b> .....	1
1 基本的理念	
2 計画の目的	
3 計画の位置付け	
4 計画の期間等	
5 計画推進に係わる考え方	
<b>II 学校規模の適正化</b> .....	2～6
1 適正化に係わる考え方	
2 小学校の統合（適正化）	
3 中学校の統合（適正化）	
4 学校校舎	
5 学校に付帯する関連施設の整備	
6 学校の位置	
7 通学手段の確保	
<b>III. 関連施策の推進～特色ある学校づくり</b> .....	7～8
1 小中一貫教育の推進	
2 学校と地域のコミュニティの確保	
3 特別支援教育（通級指導教室）の充実	
4 その他関連施策の推進	
<b>IV. その他関係事項</b> .....	8
1 学校施設の取り扱い	
2 計画の推進・遂行の留意点	
<b>V. 計画のスケジュール</b> .....	9

# I 基本的な事項

## 1 基本的理念

本計画の策定にあつては、砂川市立小中学校適正配置基本方針等の考え方に基づき、子どもたちの健全な成長を図ることを優先的に考えて、充実した学校環境の整備等について整理するものとします。

## 2 計画の目的

本計画は、砂川市立小中学校適正配置基本方針が掲げる事項を具現化するため、その手法や手段及びそれらに係わる見解等を示し、次の事項を中心に中長期的な見通しを立てることを目的とします。

- ①学校規模の適正化（学校の小規模化の対応措置）
- ②学校教育に係わる関連施策の推進（特色ある学校づくり）

## 3 計画の位置付け

砂川市第7期総合計画及び砂川市教育目標、砂川市教育推進計画、砂川市立小中学校適正配置基本方針に準ずる個別の計画とします。

## 4 計画の期間等

本計画の期間は、砂川市第7期総合計画と同様に令和3年度より10年間とします。

## 5 計画推進に係わる考え方

### ①計画の見直し

砂川市総合計画、砂川市教育目標等の上位計画及び方針において、今後、人口動態や社会情勢、教育を取り巻く環境の変化等により見直しが生じた場合は、適宜、必要に応じて改訂するものとします。

### ②計画の遂行

適正配置が長期化した場合は、学校の小規模化の進行を招くなど、課題解決の遅延により、保護者をはじめとした関係者の不安を大きくする可能性があるため、計画の遂行はもとより、必要な協議が生じた場合は、慎重に臨む一方で可能な限り迅速に執り進めるものとします。

### ③情報の発信・共有等

計画の推進にあつては、行政と保護者、地域、学校が意思疎通を図りながら円滑に進めることが望ましいと考えられるため、当該計画の内容を含め、学校区ごとに説明会を行うなど、情報の発信・共有に努めることとします。

## II 学校規模の適正化

### 1 適正化に係わる考え方

市内の児童生徒数においては、平成 31 年度当初の段階で、現在の 5 校に集約された当時から約 4 割まで減少するなど、将来的に学校の小規模化が進行している傾向にある中、基本方針が掲げる適正な学校規模を確保するには、学校の統合は必要な手段であると考えられます。

また、適正な教育環境を整えるには、学校規模の確保だけでなく、学力の向上と定着、いじめや不登校への対策、社会性や協調性、規範意識の涵養など、新学習指導要領の円滑な実施を鑑みた教育・指導体制の充実に加え、小中学校間の連携を一層強化する必要があると考えます。

このため、小中学校の適正化については、学校の統合により学校規模を確保するものとしながら、教育効果を高めるために義務教育学校の設置も鑑みた小中一貫教育の導入促進に向け、一連的な考え方に基づいた整備が必要と考えます。

学校規模の適正化 : ① 学校の適正規模は統合により確保する  
② 学校の適正配置は、小中一貫教育の推進を鑑みて整備する

#### ■通常学級の学級数と児童生徒数の予測推移

基本方針より（算定基礎資料：住民基本台帳（H31.3 末現在））

単位：級・人

小 学 校	2年度 (2020 年度)		3年度 (2021 年度)		4年度 (2022 年度)		5年度 (2023 年度)		6年度 (2024 年度)		7年度 (2025 年度)	
	級数	児童										
	砂川小	8	211	8	205	7	192	6	177	6	185	6
豊沼小	6	83	6	84	6	83	6	79	6	78	6	78
中央小	6	136	6	124	6	120	6	109	6	106	6	108
空知太小	6	105	6	97	6	95	6	92	6	93	6	84
北光小	5	50	6	53	6	56	6	55	6	57	6	54
合計	31	585	32	563	31	546	30	512	30	519	30	494

中 学 校	2年度 (2020 年度)		3年度 (2021 年度)		4年度 (2022 年度)		5年度 (2023 年度)		6年度 (2024 年度)		7年度 (2025 年度)	
	級数	生徒										
	砂川中	9	265	9	258	9	245	8	242	6	215	6
石山中	3	93	3	86	3	86	3	82	3	77	3	80
合計	12	358	12	344	12	331	11	324	9	292	9	280

## 2 小学校の統合（適正化）

小学校の学校規模の適正化を図るには、児童数の将来予測推移から、5校を1校にしなければ確保できない状況にあります。

小学校の統合にあっては、1・2校ずつ段階的に集約する方法も考えられますが、適正規模の確保には至らない状況は変わらず、また、教育環境の統一的な整備や今後の小中連携等の円滑な推進を鑑みて、1校への集約を目指すこととします。

小学校の適正化： **小学校5校を1校に集約（統合）する**

■学校統合（1校）時の通常学級数と児童数の予測推移

単位：級・人

	2年度 (2020年度)		3年度 (2021年度)		4年度 (2022年度)		5年度 (2023年度)		6年度 (2024年度)		7年度 (2025年度)	
	級数	児童										
1年	3	78	3	94	3	90	3	72	3	90	2	70
2年	3	95	3	78	3	94	3	90	3	72	3	90
3年	3	83	3	95	3	78	3	94	3	90	2	72
4年	3	106	3	83	3	95	2	78	3	94	3	90
5年	3	107	3	106	3	83	3	95	2	78	3	94
6年	3	116	3	107	3	106	3	83	3	95	2	78
計	18	585	18	563	17	546	17	512	17	519	15	494

## 3 中学校の統合（適正化）

中学校においては、現在、砂川中学校が各学年3学級と適正規模の範囲内にあるものの、生徒数の将来予測推移から現状を維持することは困難にあり、また、石山中学校においては、クラス替えができない状態に加え部活動の選択肢も制限があるなど、学校の小規模化に伴う影響が大きいことから、教育環境の統一性を図ることも鑑みて、両校統合を目指すものとします。

中学校の適正化： **中学校両校を1校に集約（統合）する**

■学校統合（1校）時の通常学級数と児童数の予測推移

単位：級・人

	2年度 (2020年度)		3年度 (2021年度)		4年度 (2022年度)		5年度 (2023年度)		6年度 (2024年度)		7年度 (2025年度)	
	級数	生徒										
1年	4	113	4	114	3	105	4	106	3	82	3	93
2年	3	118	3	113	3	114	3	105	3	106	3	82
3年	4	127	3	117	3	112	3	113	3	104	3	105
計	11	358	10	344	9	331	10	324	9	292	9	280

## 4 学校校舎

### (1) 小学校

小学校全校を1校に統合する場合、通常学級及び特別支援学級を合わせた教室数の確保では、現時点で教室数が一番多い砂川小学校でも18教室（R1.5.1現在）となっており、児童・学級数の予測推移から教室数が不足すると推察されます。また、統合に伴う特別教室の確保・充実、さらには駐車場等の附帯する施設整備を勘案すると、既設校舎のままの規模では活用は見込めない状況にあります。

このため、小学校については、校舎を増築する大規模な改修または新校舎の建設が必要になると考えられますが、殆どの小学校が築30年以上を経過し、いずれ長寿命化工事の対象となることを鑑みて、統合する小学校については、新校舎建設を基本とすることとします。

小学校の校舎： **新校舎の建設を基本とする**

#### ■ 小学校の建築年と教室数

(R1.5.1現在)

学 校	校舎建築年	通常教室数 (特別支援教室含む)	多目的 教室	特別 教室数
砂川小	昭和48年	14室	4室	9室
豊沼小	平成4年	9室	2室	7室
中央小	平成3年	10室	5室	7室
空知太小	昭和63年(改築)	10室	1室	8室
北光小	昭和61年	9室	1室	5室

【1校に統合】

通常教室数  
(特別支援教室含む)  
22～25室  
必要と見込む

### (2) 中学校

中学校校舎については、生徒数の予測推移から両校統合後の校舎は砂川中学校の現状施設規模で対応が可能と判断できることから、砂川中学校の活用を基本とします。

中学校の校舎： **砂川中学校の活用を基本とする**

#### ■ 中学校の建築年と教室数

(R1.5.1現在)

学 校	校舎建築年	通常教室数 (特別支援教室含む)	多目的 教室	特別 教室数
砂川中	平成7年	12室	8室	15室
石山中	昭和46年	5室	2室	14室

【1校に統合】

通常教室数  
(特別支援教室含む)  
16～19室  
必要と見込む

## 5 学校に付帯する関連施設の整備

学校校舎以外の付帯する施設に関しては、体育館・グラウンド・遊具スペースについては当然に校舎と同じ敷地内に整備されるものでありますが、その他施設（駐車場等）については、敷地面積の許容量もあるため、近接地等への設置も考慮して整備することとします。

なお、学校に関連する施設整備については、学校ニーズを把握する中で措置するよう努めます。

学校付帯の関連施設：**原則、校舎と同一敷地内に確保する**

## 6 学校の位置

学校を配置する位置に関しては、災害の影響を受けにくい地域であることや、交通機関も考慮した通学時の安全性、他の教育関連施設の利活用に係わる利便性などに配慮する必要があります、加えて保護者の負担や地域との関係性も考慮しなければなりません。

これらのことを踏まえると、現に学校がある地域を優先に考え選定することが望ましく、また、今後の小中一貫教育の円滑な推進等、以下の利点も鑑みて、可能な限り、統合後にも活用する砂川中学校の近接地に小学校を設置するものとします。

小中学校の位置：**小学校と中学校は可能な限り近接させる**

### ■小中学校の隣接により考えられる利点

- 教員の乗り入れ授業の実施等、小中学校間の連携体制が構築しやすくなる
- 小中一貫教育の推進にあたり、円滑な実施が見込まれる
- コミュニティ・スクールの運営に関し、双方の連携・協力体制が容易になる
- 通学支援策（スクールバス運行）において、効率化と高い利便性が見込まれる
- 登下校時に、一定の集団が形成されやすく、安全性の一層の確保が期待できる

## 7 通学手段の確保

学校の統合により、基本方針が掲げる通学距離及び通学時間の基準の範囲を超える児童生徒に対して、通学支援に係わる事業を実施するものとします。

### ①スクールバスの運行

スクールバスの運行に関しては、子どもたちの通学による体力増強に配慮しつつ、次の事項を基本として運用することとします。

なお、スクールバスの運営形態については、運行の確実性と安全性を第一に効率的で利便性の高い運用となる手段を選択することを基本とします。

また、運行に係わる詳細事項は、以下の要件を原則として必要に応じ別途保護者と協議するものとします。

通学手段の確保：**通学支援策として、スクールバスを導入**

#### ■スクールバス運行に係わる基本的事項

【通学時間】 通学の片道にかかる総時間は1時間以内とする

【対象者】 自宅・学校間の通学距離が小学生で4km以上、中学生で6km以上  
※ 通学距離の測定は、公道を利用した最短距離とする

【停留所】 統合により利用されなくなる校舎を起点（集合地点）として活用し、原則、学校まで直運行とする

### ②その他の通学支援

通学支援策については、スクールバスの運行を原則としますが、効率性や利便性などを考慮し、それらによることが適当でないと判断される場合は、他の手法について検討するものとします。

### Ⅲ. 関連施策の推進～特色ある学校づくり

#### 1 小中一貫教育の推進

小中一貫教育に関しては、教育効果を高める上で有効な施策であることから、今後、保育所・幼稚園、高校との連携も鑑みて、適正配置の実施に併せて導入することとします。

また、運用する形態については、学校施設の物理的な要件が整う場合には、小中一貫教育の効果を高めるために、義務教育学校の設置を目指すこととします。

なお、義務教育学校の設置が諸要件により多くの時間を要し、小中一貫教育の導入が適正配置より大きく遅延させる可能性があるが見込まれる場合は、小中一貫型の小学校及び中学校を設置し、そこから進展させる手法を取り入れるなど、一貫教育の早期実現を鑑みて柔軟な措置も視野に入れて進めることとします。

なお、事業の推進に関しては、必要に応じ、学識経験者や保護者等の関係者による専門的な機関を組織し、協議・検討を行い、別途計画等について整理するとします。

【類型】 義務教育学校／小中一貫型小学校・中学校

【設置】 同一の設置者

【形態】 義務教育学校は「施設一体型」

小中一貫型小学校・中学校は「施設隣接型」または「施設分離型」

小中一貫教育の推進：**適正配置と併せて小中一貫教育を導入  
義務教育学校の設置を目指す**

#### 2 学校と地域のコミュニティの確保

適正配置に伴う地域との接点については、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を積極的に活用する中で、地域と協働しながら子どもたちの成長を支える学校づくりを目指します。

また、コミュニティ・スクールについては、必要に応じ、適正配置に係る関連施策の協議・推進においても参画・協力を依頼するとします。

学校と地域のコミュニティ：**コミュニティ・スクールの機能を活用**

### 3 特別支援教育（通級指導教室）の充実

適正配置に伴い、特別支援学級も集約されることとなるため、教員の配置を含め充実に向けた必要な環境を整備します。

また、中学校の適正配置に伴い、中学校における通級指導教室の設置に向けて検討を開始し、重点的な施策として早期実現を目指します。

特別支援教育（通級指導教室）：**中学校の通級指導教室設置を重点事項とする**

### 4 その他関連施策の推進

児童生徒に対してより良い教育環境、教育指導に繋がる事業については、積極的に執り進めることとし、必要によっては適正配置に先行して実施します。

【想定される主な事業】

- ・校務支援システムの導入
- ・給食費の公会計化

関連施策の推進：**子どもたちに有用なものは適切な時期に導入を図る**

## IV. その他関係事項

### 1 学校施設の取り扱い

学校施設においては、本来の学校機能のほか避難所や地域コミュニティの場など、多様に活用されていることから、学校統合の状況によっては大きな影響を受けることも想定されるため、取り扱いについては、適正配置の進行に合わせて関係部署や関係機関などと連携・協議を図りながら、適切な措置に努めることとします。

### 2 計画の推進・遂行の留意点

当該計画の推進・遂行については、多額の事業費を要することも推察されるため、地域や保護者はもとより、まちづくりへ与える影響を考慮しながら、効果や効率性、さらには合理的な手法を十分鑑みて執り進めることとします。

## V. 計画のスケジュール

適正配置の実施に係わるスケジュールにおいては、最上位計画である砂川市第7期総合計画に合わせ、令和3年度より本格的に開始し、当該計画期間内の完了を原則とします。

ただし、新学習指導要領の円滑な推進を始め、子どもたちに少しでも早くより良い教育環境を提供するために、可能な限り早期実現に向け努めることとします。

### 【小学校の統合】

令和●●年度の開設を目指します。

※ 統合に係わる調整及び諸準備等に係る期間を2年、新校舎建設に伴う設計及び建設に4年を要するものと考えます。

### 【中学校の統合】

令和●●年度の開設を目指します。

※ 統合に係わる調整及び諸準備等に係る期間を2年と考えます。

### 【スクールバスの導入】

中学校の統合と同時期の導入とします。なお、試行運用期間が必要な場合は、学校統合に先駆け導入することとします。

### 【小中一貫教育の導入】

小学校の統合時期に合わせ、令和●●年度の導入を目指します。

### 【その他関連施策の推進】

基本、適正配置に並行して推進しますが、必要性等を考慮し導入可能なものについては、適正配置の時期にこだわらず適切な時期に導入を図るものとしてします。

#### ■ 計画の流れ（イメージ）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	～	12年度
小学校統合									
中学校統合									
小中一貫教育									
スクールバス									